

公布された条例のあらまし

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正
特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を、平成三十三年三月三十一日まで二年延長することとした。
- 2 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正
特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、平成三十三年三月三十一日まで二年延長することとした。
- 3 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部改正
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の同意の期限を、平成三十三年三月三十一日まで二年延長することとした。

4 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。